空き家情報バンク制度を利用して
不動産の売却・賃貸・購入・賃借を
お考えの方へ



仲介業者に相談すると、取引を円滑に進めやすくなります。



不動産の取引では、金額、契約期間、引渡し時期、物件の状態など、
当事者だけでは調整が難しいことがあります。
仲介業者は、物件所有者と買主・借主の間に入り、条件の整理、連絡調整、
契約手続き、引渡しまでを支援します。

① 物件所有者の方へ

売りたい・貸したいときに相談できること

- 物件の法的情報及び環境確認
- 希望条件（金額・期間等）の調整
- 地域面談への同席
- 契約書・重要事項説明書の作成及び契約締結・引渡し
- 苦情の初期対応



② 買主（借主）の方へ

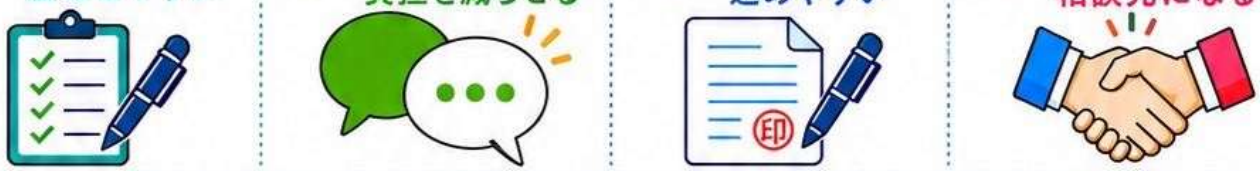
買いたい・借りたいときに相談できること

- 地域面談への同席
- 契約書・重要事項説明書の作成及び契約締結・引渡し
- 苦情の初期対応
- 改修が必要な場合の助言



仲介業者を利用するメリット

1. 条件を整理しやすい
2. 連絡・調整の負担を減らせる
3. 契約手続きを進めやすい
4. 初期対応の相談先になる



注意事項

- 業務内容は契約内容によって異なります。税務、法律、登記、建物調査、設計、施工などの専門業務は、必要に応じて専門家への相談が必要です。
- 仲介業者へ不動産取引の仲介を依頼をする際は、仲介手数料が発生します。

【問合せ先】

豊田市役所　物件が所在する支所または総合山村室（0565-62-0610）

※午前9時～午後4時／土日祝除く